

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月23日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

鳥取県教育委員会規則第8号

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
様式第1号(第8条関係) <u>(表面)</u> 鳥取県立大山青年の家利用申込書 職 氏 名 様 年 月 日 申込者 郵便番号 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話 次のとおり鳥取県立大山青年の家を利用したいので、申し込みます。	様式第1号(第8条関係) 鳥取県立大山青年の家利用申込書 職 氏 名 様 年 月 日 申込者 郵便番号 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話 次のとおり鳥取県立大山青年の家を利用したいので、申し込みます。 <u>申込みに当たっては、鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則第9条の規定を遵守し、かつ、鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第5条第2項各号に該当する利用でないことを誓約します。</u>
略	略
<u>(裏面)</u>	注 <u>条例第5条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することができる。</u>

公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。

青年の家の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。

利用に当たっては、鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則第9条の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

1 該当する にレ印を記入すること。

2 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例第5条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

(鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
様式第1号(第8条関係) <u>(表面)</u> 鳥取県立船上山少年自然の家利用申込書	様式第1号(第8条関係) 鳥取県立船上山少年自然の家利用申込書
職 氏 名 様	職 氏 名 様
年 月 日	年 月 日
申込者 郵便番号 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話	申込者 郵便番号 住 所 団 体 名 代表者氏名 電 話
次のとおり鳥取県立船上山少年自然の家を利用したいので、申し込みます。	次のとおり鳥取県立船上山少年自然の家を利用したいので、申し込みます。

<p>略</p>	<p>申込み当たっては、鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則第9条の規定を遵守し、かつ、鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第5条第2項各号に該当する利用でないことを誓約します。</p>
<p>(裏面)</p>	<p>注 条例第5条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</p>
<p>公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。</p> <p>少年自然の家の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。</p> <p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。</p> <p>利用に当たっては、鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則第9条の規定を遵守すること。</p> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p>	
<p>注</p> <p>1 該当する にレ印を記入すること。</p> <p>2 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例第5条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</p>	

(鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則(平成22年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第1号(第7条関係)</p> <p>(表面)</p>	<p>様式第1号(第7条関係)</p>
<p>鳥取県立むきばんだ史跡公園施設利用許可申請書</p>	<p>鳥取県立むきばんだ史跡公園施設利用許可申請書</p>

職 氏 名 様

年 月 日

申請者

住所

氏名

⑩

(法人にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

鳥取県立むきばんだ史跡公園の施設を次のとおり利用することについて、許可を申請します。

略

注

1 及び 2 略

(裏面)

公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。

史跡公園の施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。

利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第6条第2項第3号の該当の有無につ

職 氏 名 様

年 月 日

申請者

住所

氏名

⑩

(法人にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

鳥取県立むきばんだ史跡公園の施設を次のとおり利用することについて、許可を申請します。

申請に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第10条の行為の制限等を遵守し、かつ、条例第6条第2項の利用許可制限に該当する利用でないことを誓約します。

略

注

1 及び 2 略

3 条例第6条第2項第3号への該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがあります。

いて必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第2号(第8条関係)

(表面)

鳥取県立むきばんだ史跡公園内行為許可申請書

職 氏 名 様

年 月 日

申請者

住所

氏名

㊞

(法人にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

鳥取県立むきばんだ史跡公園において次の行為を行うことについて、許可を申請します。

略

注

1及び2 略

(裏面)

公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。

史跡公園の施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。

利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条の規定を遵守すること。

様式第2号(第8条関係)

鳥取県立むきばんだ史跡公園内行為許可申請書

職 氏 名 様

年 月 日

申請者

住所

氏名

㊞

(法人にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

担当者名

鳥取県立むきばんだ史跡公園において次の行為を行うことについて、許可を申請します。

申請に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第10条の行為の制限等を遵守し、かつ、条例第6条第2項の利用許可制限に該当する利用でないことを誓約します。

略

注

1及び2 略

3 条例第6条第2項第3号への該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがあります。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第6条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第3号（第8条関係）

（表面）

鳥取県立むきばんだ史跡公園内物品販売許可申請書

職 氏 名 様

年 月 日

申請者

住所

氏名

⑩

（法人にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

鳥取県立むきばんだ史跡公園において次のとおり物品を販売することについて、許可を申請します。

略

注 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

（裏面）

公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。

様式第3号（第8条関係）

鳥取県立むきばんだ史跡公園内物品販売許可申請書

職 氏 名 様

年 月 日

申請者

住所

氏名

⑩

（法人にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電話番号

担当者名

鳥取県立むきばんだ史跡公園において次のとおり物品を販売することについて、許可を申請します。

申請に当たっては、裏面記載の鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条の行為の制限等を遵守し、かつ、同条例第6条第2項の利用許可制限に該当する利用でないことを誓約します。

略

注

- 1 申請者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 条例第6条第2項第3号への該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがあります。

<p>史跡公園の施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。</p> <p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。</p> <p>利用に当たっては、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第10条の規定を遵守すること。</p> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p>	
<p>注</p> <p>1 該当する にレ印を記入すること。</p> <p>2 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例第6条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。</p>	

(鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第1号(第8条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>(表面)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">鳥取県立博物館展示室等利用申込書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>次のとおり鳥取県立博物館を利用したいので、申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申込者 住所 氏名</p> </div> <p>略</p>	<p>様式第1号(第8条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">鳥取県立博物館展示室等利用申込書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>次のとおり鳥取県立博物館を利用したいので、申し込みます。</p> <p style="text-align: center;"><u>申込みには当たっては、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第7条の規定を遵守し、かつ、条例第6条第2項各号に該当する利用でないことを誓約します。</u></p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申込者 住所 氏名</p> </div> <p>略</p>

備考 略

(裏面)

公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。

博物館の施設又は資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。

利用に当たっては、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例第7条の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 該当する にレ印を記入すること。
- 2 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例第6条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

備考 略

注 条例第6条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。